

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月14日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 286,882,312円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	284,041株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2018年9月14日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	284,041株	286,882,312	
一般募集			
計(総発行株式)	284,041株	286,882,312	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

現物出資の目的とする財産の内容は、当社が2017年4月20日付で取得したThis Place Limited(本社:英国ロンドン、CEO: Dusan Hamlin、以下「This Place社」といいます。)が発行する株式33,496株(以下「This Place社株式」といいます。)の対価の一部である当社に対する金銭債権(以下「本金銭債権」といいます。)であり、その価額は286,882,312円です(詳細は第3.1.(c)「割当予定先の選定理由」をご参照ください)。

なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」という。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(同条第9項第1号)。本金銭債権の現物出資により割り当てる株式の総数は284,041株であり、2018年9月14日現在の当社発行済株式総数17,491,265株の10分の1を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,010		100株	2018年10月1日(月)		2018年10月1日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、現物出資の目的となる本金銭債権286,882,312円は、286,881,410円を申込みに係る株式の払込に充当し、902円は現金により交付します。
 4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当では行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
インフォテリア株式会社 コーポレート本部	東京都品川区大井一丁目47番1号

(4)【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	500,000	

- (注) 1. 本自己株式処分は、本金銭債権を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額は、本有価証券届出書その他の本自己株式処分に関する関連資料作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本金銭債権を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

Dusan Hamlin

a 割当予定先の概要	氏名	Dusan Hamlin
	住所	Hazelwood Close, Cambridge, UK
	職業の内容	会社経営者（This Place社CEO）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社執行役員 Global COO
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	同氏がCEOを務めるThis Place社に2015年度（2015年4月から2016年3月の会計期間）にソフトウェア製品のデザイン開発を依頼しております。

Benjamin Aldred

a 割当予定先の概要	氏名	Benjamin Aldred
	住所	Peterborough Road, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Christoph Burgdorfer

a 割当予定先の概要	氏名	Christoph Burgdorfer
	住所	Dibden Street, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Andrew McGinn

a 割当予定先の概要	氏名	Andrew McGinn
	住所	Gayville Road, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Chloe Kirton

a 割当予定先の概要	氏名	Chloe Kirton
	住所	Sturgeons Way, Hitchin, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Genevieve Priebe

a 割当予定先の概要	氏名	Genevieve Priebe
	住所	26th Avenue, Seattle, WA,USA
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Russell Buckley

a 割当予定先の概要	氏名	Russell Buckley
	住所	Graces Mews, London, UK
	職業の内容	Kindred Capital VC パートナー
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Matthew Groves

a 割当予定先の概要	氏名	Matthew Groves
	住所	Three Mill Lane, London, UK
	職業の内容	会社従業員（元This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2018年9月14日現在におけるものです。また、割当予定先との面談により割当予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、割当予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

(c) 割当予定先の選定理由

当社は、2017年4月20日付「英国 This Place Limited社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分の完了に関するお知らせ」で公表したとおり、企業のウェブやアプリケーション等のデザインを作成するデジタル・デザインのサービスを提供しているThis Place社の持分を100%取得し、子会社化（以下「本件買収」といいます。）しました。

2017年4月4日付「有価証券届出書」及び「英国 This Place Limited社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分に係るお知らせ」で公表したとおり、本件買収に係る対価は、CEOのDusan Hamlin氏ほかThis Place社のすべての株主合計8名（うち7名は同社の役職員、残り1名は投資家株主。以下「本売主」又は「割当予定先」といいます。）に対して、本件のクロージング時（2017年4月20日）に7百万英ポンド（総額9億7千7百90万円）（注1）相当の現金及び当社普通株式（内訳：現金6百万英ポンド（8億3千8百20万円）、当社普通株式1百万英ポンド（1億3千9百70万円）相当。以下「クロージング対価」といいます。）並びにクロージング後5年間にわたり、1年ごとにThis Place社の各年のEBIT（注2）の実績に応じて算出される、現金及び当社株式（以下「アーンアウト対価」といいます。）によって本売主のThis Place社の持分比率に応じて支払うものと合意しました。

当社は、本売主とのかかる本件買収に関する合意に従い、本件買収が実行された日（2017年4月20日。以下「クロージング日」といいます。）において、クロージング対価を本売主に対して交付しました。

次に、アーンアウト対価は、クロージング対価と同じく本件買収の対価を構成するものとして、本売主に追加的に支払われる対価であり、クロージング日から2022年3月31日までの期間において、4月から翌年3月までの各事業年度に係るThis Place社のEBITの実績に応じて、毎事業年度、追加の当社普通株式及び現金を交付するものとしております。具体的には、This Place社のEBIT実績が表1-1記載の目標値（ご参考として、英ポンド・日本円の為替レートを便宜上1英ポンド=143.9円と仮定した表1-1の円換算値として、表1-2をあわせてご参照ください。）を達成した場合には、当社は、This Place社株主に対して、達成度合いに応じた金額（同表のアーンアウト固定金額及びアーンアウト追加分の合計）の金銭債権を付与するものとしております。このアーンアウト対価に係る金銭債権のうち、50%相当額については現金で支払い、残りの50%相当額については本売主から当該アーンアウト対価に係る金銭債権の現物出資を受けることにより、当社普通株式を自己株式処分又は新株発行により交付します。アーンアウト対価のうち当社普通株式部分に係る1株あたりの処分価額又は発行価額は、This Place社のEBIT実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、割当数量又は処分数量は、アーンアウト対価の50%相当額（英ポンド）を取締役会で決議した日の前日の為替レートで円換算額を算出し、当該処分価額又は発行価額で除した数（端数は現金により交付）となります。アーンアウト対価が支払われる場合には、当社普通株式の交付につき、当社は、当社が現在保有する自己株式の処分又は新株発行に関して、金融商品取引法取引法に基づく有価証券届出書の届出その他の法令上必要とされる手続を行うとともに、東京証券取引所規則に基づき必要とされる開示を行います。

以上に対して、EBITの実績が表1-1記載の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生しないこととなります。

このように、本件買収対価の総額を本件買収の実行時点で一括して支払うのではなく、一部をアーンアウト対価とし、This Place社が達成したEBITの実績に応じて支払うことにより、本件買収に伴い当社が相当でない対価を支払うリスクを軽減するとともに、アーンアウト対価の支払いを受ける本売主に対するThis Place社の業績向上へのインセンティブ効果が得られることとなります。

また、本売主の殆どがThis Place社の役職員として、経営及び運営における重要な役割を担っていることから、当社と本売主との間の契約において、クロージング対価及びアーンアウト対価として交付される当社普通株式の50%は取得した日から3年間は売却ができないロックアップ条項を設けております。これにより、長期的にThis Place社及び当社グループのグローバルな業績の拡大に寄与する効果が得られることとなります。

なお、アーンアウト対価のうち、当社普通株式部分については、当社が現在保有する自己株式の処分により交付することを優先し、This Place社のEBIT実績によりかかる自己株式が不足する場合は新株を発行することにより交付する予定であります。

本件買収実行後、This Place社は米国大手携帯キャリア企業や、欧州大手スーパーマーケットチェーン企業などへサービスを提供してまいりました。その結果、同社は当初の予想を大きく上回る業績を達成することができました。

以上のようなThis Place社による業績達成の結果、クロージング日から2018年3月31日までの本件買収実行後第1事業年度（以下「本事業年度」といいます。）のThis Place社のEBIT実績は4,930,781英ポンドとなり、This Place社は表1-1のEBIT目標値4,000,000-4,999,999を達成したことから、当社取締役会は、2018年9月14日、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従い、割当予定先に、本事業年度に係るアーンアウト対価3,951,547英ポンド（当該取締役会決議日の前日の為替レート（以下「前日為替レート」といいます。）による円換算値5億7千3百76万4千624円）（以下「本事業年度アーンアウト対価」といいます。）を支払うことを決議しました。本事業年度アーンアウト対価のうち50%相当額の1,975,773.5英ポンド（前日為替レートによる円換算

値2億8千6百88万2千312円)は現金で支払い、残りの50%相当額は、本金債権の現物出資による本自己株式処分を行い、当社普通株式を交付します。本自己株式処分における1株あたりの処分価額は、本事業年度アーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した2018年9月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,010円とし、処分数量は、アーンアウト対価50%相当額1,975,773.5英ポンドを前日為替レートで円換算した2億8千6百88万2千312円を、当該1株あたり処分価額で除した284,041株(端数は現金により交付)とします。

以上のとおり、本自己株式処分は、本事業年度アーンアウト対価を交付するために行うものですので、割当予定先は本売主となります。割当予定先は上述のとおりThis Place社の業績達成に貢献してきたことから、本事業年度アーンアウト対価の交付により当社普通株式を追加的に保有してもらうことで、翌事業年度以降も引き続き同社の業績向上を図ることを通じて、当社グループの企業価値向上がさらに期待できることから、割当予定先として適切と考えております。

(注) 1. クロージング対価に記載された円換算値は2017年4月3日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算したものです。

2. EBITとは、利払い・税引き前利益のことです。

表1-1: EBIT目標値とアーンアウト対価の対照表(英ポンド)

E B I T目標値(英ポンド)	アーンアウト固定金額(英ポンド)	アーンアウト追加分(英ポンド)
1,000,000未満	0.00	無し
1,000,000 - 1,249,999	750,000.00	無し
1,250,000 - 1,499,999	1,000,000.00	無し
1,500,000 - 1,749,999	1,250,000.00	無し
1,750,000 - 1,999,999	1,500,000.00	無し
2,000,000 - 2,999,999	1,750,000.00	(E B I T - 2,000,000) x0.80
3,000,000 - 3,999,999	2,550,000.00	(E B I T - 3,000,000) x0.75
4,000,000 - 4,999,999	3,300,000.00	(E B I T - 4,000,000) x0.70
5,000,000 - 5,999,999	4,000,000.00	(E B I T - 5,000,000) x0.65
6,000,000 - 6,999,999	4,650,000.00	(E B I T - 6,000,000) x0.60
7,000,000 - 7,999,999	5,250,000.00	(E B I T - 7,000,000) x0.55
8,000,000以上	5,800,000.00	(E B I T - 8,000,000) x0.50

(注) 1,000,000英ポンドを超えるE B I T目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクロージング後も継続してThis Place社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

表1 - 2：[ご参考] E B I T目標値とアーンアウト対価の対照表（日本円）

E B I T目標値（日本円）	アーンアウト固定金額（日本円）	アーンアウト追加分（日本円）
143,900,000未満	0	無し
143,900,000 - 179,874,856	107,925,000	無し
179,875,000 - 215,849,856	143,900,000	無し
215,850,000 - 251,824,856	179,875,000	無し
251,825,000 - 287,799,856	215,850,000	無し
287,800,000 - 431,699,856	251,825,000	(E B I T - 287,800,000) x0.80
431,700,000 - 575,599,856	366,945,000	(E B I T - 431,700,000) x0.75
575,600,000 - 719,499,856	474,870,000	(E B I T - 575,600,000) x0.70
719,500,000 - 863,399,856	575,600,000	(E B I T - 719,500,000) x0.65
863,400,000 - 1,007,299,856	669,135,000	(E B I T - 863,400,000) x0.60
1,007,300,000 - 1,151,199,856	755,475,000	(E B I T - 1,007,300,000) x0.55
1,151,200,000以上	834,620,000	(E B I T - 1,151,200,000) x0.50

(注) 1. 143,900,000円を超える E B I T 目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクローリング後も継続してThis Place社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

2. 上記の円換算値は便宜上2018年8月31日時点の為替レート1英ポンド=143.9円と仮定した参考値であり、実際にはアーンアウト対価交付決定日前日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

(d) 割り当てようとする株式の数

Dusan Hamlin	234,043株
Benjamin Aldred	12,720株
Christoph Burgdorfer	8,845株
Andrew McGinn	11,473株
Chloe Kirton	7,632株
Genevieve Priebe	4,240株
Russell Buckley	2,544株
Matthew Groves	2,544株
合計の株式数	284,041株

当社株式の割当数は、本売主の間で合意された株式数を割当てております。本事業年度アーンアウト対価である現金、当社株式割当額の合計額は本売主のThis Place社株式の保有株式数に比例します。

(e) 株券等の保有方針

(c) 「割当予定先の選定理由」にて前述のとおり、本売主は、当社との契約上、本事業年度アーンアウト対価を含む本件買収の対価として交付される当社普通株式の50%について取得した日から3年間は売却しないことを誓約しております（ロックアップ条項）。本売主が保有するそれ以外の当社普通株式についてはその保有方針について特段の取り決めをしておりませんが、割当予定先のうちThis Place社の役職員は、一定額以上のアーンアウト対価の交付を受けるためにはThis Place社を含む当社グループへの継続勤務が条件となっていることから、This Place社の業績向上ひいては当社グループの企業価値向上へのインセンティブとなります。また、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、将来的に売却する場合でも、当社株価に悪影響が及ぶことのないように、本売主は、当社との契約上、東京証券取引所における当社株式前日出来高の10%を超える当社株式を1日で売却は行わないことを誓約しております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(f) 払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。なお、当社は、本件買収に関する最終契約書及び本事業年度のEBIT実績の確認を通じて、割当予定先が、現物出資の目的となる本金債権を保有していることを確認しています。

(g) 割当予定先の実態

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2018年9月14日現在におけるものです。また、割当予定先との面談により割当予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、割当予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従い、本自己株式処分の取締役会決議日の直前取引日である2018年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の1,010円といたしました。

直前取引日の終値を処分価額算定の基準といたしましたのは、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従ったものであることに加えて、実質的にも、取締役会決議日の直前のマーケットプライスに基づくことが合理的であると判断したこと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」に沿ったものであることによるものです。なお、本自己株式処分に係る処分価額は、直近取引日までの1ヵ月間の終値平均1,051円との乖離 3.9%、当該直近取引日までの3ヵ月間の終値平均1,036円との乖離 2.5%、当該直近取引日までの6ヵ月間の終値平均1,156円との乖離 12.7%となっております。以上のことから、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとは言えず、合理的であると判断しております。

これを踏まえ、2018年9月14日に開催された取締役会に出席した監査役3名(内2名は社外監査役)は、上記処分価額につきましては、適法であり特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

上記1(c)「割当予定先の選定理由」に記載したとおり、本自己株式処分により交付される当社普通株式は、本事業年度アーンアウト対価50%相当額1,975,773.5英ポンドの円換算値2億8千6百88万2千312円を、本事業年度アーンアウト対価を交付することに関する取締役会決議日の前日終値1,010円で除した数である284,041株としています。その結果、2018年3月31日現在の発行済株式総数17,480,165株、自己株式数535,141株に対して、議決権ベースで1.67%の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本事業年度アーンアウト対価のうち当社普通株式に係る部分は、This Place社が本事業年度において所定の業績目標を達成し、その結果当社グループの業績も向上して初めて一定の株式の希薄化が生じるものであること、前記表1-1記載の達成EBITに応じたアーンアウト対価の金額自体も合理的といえることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
平野 洋一郎	東京都品川区	2,040,000	12.04%	2,040,000	11.85%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,430,800	8.44%	1,430,800	8.31%
北原 淑行	東京都大田区	958,000	5.66%	958,000	5.56%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	680,000	4.01%	680,000	3.95%
パナソニックインフォメーショ ンシステムズ株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町19-19	550,000	3.25%	550,000	3.19%
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷4-29-1	528,000	3.12%	528,000	3.07%
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	305,800	1.81%	305,800	1.78%
Dusan Hamlin	Hazelwood Close, Cambridge, UK	14,060	0.08%	248,103	1.44%
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	211,100	1.25%	211,100	1.23%
古谷 和雄	東京都世田谷区	177,000	1.05%	177,000	1.03%
計	-	6,894,760	40.71%	7,128,803	41.40%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位以下を四捨五入して算出しております。
 2. 上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式535,141株を保有しております。
 3. 2018年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年3月31日現在の議決権数169,375個に、本自己株式処分により増加する議決権数(2,837個)を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期 第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年9月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年9月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年9月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

インフォテリア株式会社 本店
（東京都品川区大井一丁目47番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。